

金剛寺聖教本『高王観音経』の発見と その意義

池 麗 梅

一、はじめに

中国撰述經典『高王経』に関する研究は、二十世紀の六十年代から現在に至るまで、およそ半世紀に亘って、日本、中国や台湾の、仏教史・仏教文献・仏教美術史の研究者によって推し進められてきた。これまでに蓄積された研究成果は多方面に涉っており、またその過程で多種多様な『高王経』テキストが立て続けに発見され、文献学的方法に基づく堅実な研究は、經典の起源、テキストの分期・系譜、その信仰の源流などをめぐって、幅広い展開を見せている。その中で、『高王経』研究の先駆けとなったのは、仏教史学及び疑偽經典の研究において輝かしい業績を遺した牧田諦亮博士であった。博士は、1964年に「中国仏教における疑経研究序説—敦煌出土疑経類をめぐって」⁽¹⁾、1966年には『仏教史学』第12巻第3号に「高王観世音経の成立」を公表した。更に、1970年に上梓した『六朝古逸観世音靈験記の研究』（京都：平楽寺書店）の中で、牧田1966の増補修訂版である「高王観世音経の出現—北朝仏教の一断面—」（157～178頁）を公表した。それから数年後、博士はその代表作の一つとなった『疑経研究』（京都大学人文科学研究所、1976年）の中に「高王観世音経の出現」という一章を設けているが、副題がないだけで、その内容は牧田1970と同一である。2014年にも、牧田諦亮著作集編集委員会が『牧田諦亮著作集』第1巻、『疑経研究』（京都：臨川書店、2014年）を刊行しているが、「高王観世音経の出現」（305～325頁）に目立った改訂は行われていない。

牧田博士が『高王経』に注目したのは、観音信仰に関わる偽経や説話に対する関心を抱いていたからであるが、ただ、より直接的には、疑経関連のテキストが当時では極めて珍しかった敦煌やトルファン出土品の中から発見されたことであった、と考えられる。牧田博士はフランス国立図書館所蔵の敦煌写本P.3920号本の存在にも触れてはいたが、⁽²⁾直接の研究対象としたのは出口常順蔵トルファン写本『仏説観世音折刀除罪経』（8世紀に書写されたと推定されるテキストの断片。以下、「トルファン本」と略称する）であった。牧田1970の末尾に、大正蔵第85巻所収の『高王経』（部分）⁽³⁾と対照する形で、「トルファン本」の翻刻が初めて公開された。それから数年後、同写本の図版が『高昌残影：出口常順蔵トルファン出土仏典断片図録』において初めて公開された。⁽⁴⁾ただし、その解題の公表は、かなり遅れる『高昌残影積録：トルファン出土仏典の研究』⁽⁵⁾の上梓を待たねばならなかった。

牧田博士によって、1970年に初めて公表され、その後の著作にも収められた上記のパイオニア作が有する意義は、新出資料「トルファン本」を紹介したことだけにとどまらず、少なくとも以下の三つの方面において認められる。まず、『高王経』という経題の起源を北朝の正史である『魏書』「盧景裕伝」に附された靈驗談にまで遡ってみせたことである。牧田博士は、北魏末年から東魏時代にかけての政治状況等、歴史的背景の中に盧景裕という人物を置いてその生涯と事跡を考察し、「盧景裕伝」所収の靈驗記に記された「高王観世音 [経]」の「高王」とはすなわち東魏の権力者である高歡に他ならないことを明らかにしたのである。次に、『高王経』の信仰と流伝については、『高王経』に関する記事を収録する正史、仏教史書、類書を十四種挙げて、北齊時代の魏収が『魏書』の中に『高王経』靈驗談を収録したのは、それを通して高歡の遺徳を称えようとする意図があったから、と推測したことである。第三に、同論文の脚注（322頁、注18）の中で、『大日本古文書』から『高王経』の奈良写経に関わる記事、すなわち天平十年（738）十一月九日の本経返送状、及び天平十二年（740）三月十七日の経巻納櫃帳を見出し、紹介したことである。

牧田1970が公表された後、『高王経』の研究は様々な観点から進められるようになり、同経の起源や流伝といった課題をめぐる議論が深まり、幅広い展開を見せることとなったが⁽⁶⁾、『高王経』の日本における流伝に関しては、『高王経』の日本伝本が見つからなかったせいも、それ以降一向に話題には上がることはなかったのである。ところが、近年、日本各地の寺院所蔵書に対する調査研究が本格的に行われた結果、その中から『高王経』の古写本が少数ながら発見された。そして、筆者は国際仏教学大学院大学の落合俊典教授の御教示により、金剛寺聖教に『高王経』の古写本が含まれていることを知り、当該写本の基礎的研究を行うに至ったのである。

本論文では、まず、奈良時代の古文書に現れる関連記事に基づいて、『高王経』の日本伝来や奈良時代における書写状況を概観する。次に、金剛寺聖教本『高王経』について紹介し、そのテキストの由来を探る。最後に、その金剛寺聖教本の書写内容を分析することを通して、同写本の底本の源流を探り、その位置づけを試みたい。

二、『高王経』の日本伝来と抄写—奈良時代の古文書を手がかりとして

『高王経』は、六世紀の中葉、北朝で誕生した中国撰述の經典である。正史、仏教史書、仏教説話集はその誕生にまつわる伝説を記載しているが、同経の内容を引用する中世の仏教文献は皆無である。ただ、武則天治世の天冊万歳元年（695）に洛陽の仏授記寺沙門門徒らが勅命を受けて撰集した『大周刊定衆経目録』（以下、『大周録』と略称する）において、『高王経』は初めての入蔵を果たしている。『大周録』巻七では、『高王経』は「無訳主経」の一つとされ、その由来については、以下のように述べられている。

高王観世音経一卷

右北齊代有囚、罪当極法、夢見聖僧口授其經。至心誦念、数盈千遍、臨刑刀折、因遂免死。今『高王経』也。見『齊書』及『高僧伝』、琳法師『弁正論』。然其経体、即『法華経』中称念観音、皆蒙願遂、随類化誦、救苦衆生。⁽⁷⁾

また、『大周録』卷十四の入蔵録では、「高王観世音経」は「小乗修多羅蔵」の単訳経として分類されている⁽⁸⁾。ただ、『高王経』が世に現れてから現在に至るまで、これが中国の漢文仏教大蔵経の中における最初で最後の登場となった。

それから三十数年の歳月が経過した頃（開元十八年、730年頃）、長安の西崇福寺の智昇が『開元釈教録』を完成させた。同書の入蔵録の中では、『高王経』の他にも、『浄度三昧経』・『最妙勝定経』・『観世音三昧経』など、計十部の典籍が「古旧の録中の偽疑の経」とされ、大蔵経からまとめて排除されることになった⁽⁹⁾。『高王経』を偽経と認定し直した理由については、『開元釈教録』卷十八所収の「別録中疑惑再詳録」の中に、以下のように記されている。

『高王観世音経』一卷（亦云、『小観世音経』、半紙余）

右一経、昔元魏天平年中、定州募士孫敬徳在防造観世音像。年満将還、在家礼事。後為賊所引、不堪考楚、遂妄承罪、明日将刑。其夜礼懺流涙、忽如夢睡見一沙門教誦救生観世音経、経有諸仏名、令誦千遍、得免苦難。敬徳驚覚如夢所縁、了無参錯、遂誦一百遍。有司執縛向市、且行且誦、臨刑満千、刀下斫之、折為三段、皮肉不傷。易刀又斫、凡経三換、刀折如初。監司問之、具陳本末、以状聞承相高歡、乃為表請免死。因此広行于世、所謂「高王観世音経」也。敬徳還設斎迎像、乃見項上有三刀痕。見『齊書』及『弁正論』、『内典録』等。（撰録者曰：此経『周録』之内編之入蔵、今則不然。此雖冥授、不因伝訳、与前僧法所誦何殊。何得彼入偽中、此編正録。例既如此、故附此中。）⁽¹⁰⁾

これを見ると、智昇は『高王経』を偽経と認定するにあたり、『齊書』や『弁正論』・『内典録』（すなわち『大唐内典録』）を参照しながら『高王経』の由来を考証した上で、この經典はインドの原典から翻訳されたものではない（「不因伝訳」）、という点を問題とし、経録全体の編集ルールに従って『高王経』を入蔵録から排除した、という経緯が判明する。ただ、上掲の引用箇所には、開元年間当時の同経のテキストの特徴を伝えるいくつかの重要な情報が含まれている。例えば、当時の『高王経』は一卷本で、全体の分量は「半紙余り」であり、その具名は「高王観世音経」であったが、『小観世音経』という別名もあったことがわかる。また、『開元釈教録』卷二十の記載からは、『折刀経』⁽¹¹⁾という別名もあったことがわかる。

『高王経』は、武周時代に始まる短い入蔵期間を経て、開元年間に至ると偽経と判定されて蔵外經典となった。そして再び大蔵経というコレクションに復帰したのは、二十世紀の初めに『大正新脩大蔵経』などの近代的大蔵経が刊行されてからであった。その入蔵をめぐる多難とも言える運命や歴代の学僧から悉く無視されてきた状況を見る時、より鮮明になるのは、民間において流布し伝播していく『高王経』の活力・生命力である。高德な学僧からの支持や入蔵する

ことによって得られる組織的な伝承と流通ルートの力を借りなくとも、簡潔な内容を持ち、信仰実践的な性格も兼ね備えた『高王経』が民衆の間で広くそして篤く信仰されてきたことは、様々な記録媒体に留められた諸種のテキストの現状によって裏付けられている。その流布は中国国内の各地に及ぶだけに止まらず、古くから日本にも伝わって、国家的写経機構などにおいて繰り返し書写されてきたのである。

日本における一切経の伝来あるいは存在についての言及は、白雉二年（651）十二月に摂津・味経宮で一切経読誦が行われた、と伝える『日本書紀』の記載に遡りうるが、その後も入唐僧、遣唐使、そして来日した唐僧などによって仏教典籍は続々と奈良朝に将来された。例えば、660年頃に帰国した入唐僧道昭は種々の仏教経論を将来し、養老二年（718）に帰国した道慈もまた仏典を将来したと考えられる⁽¹⁴⁾。ただ、一切経の日本将来として最も確実なのは、天平七年（735）に帰朝した玄昉が『開元釈教録』及びそれに基づく「経論五千余卷」を請求したことである⁽¹⁵⁾。その後も天平勝宝五年（754）に来日した唐僧鑑真や彼と同時期に帰国した遣唐使もまた仏典をもたらしており、唐からの度重なる仏典伝来は奈良朝の一切経書写事業を更に推し進めることになった。日本における一切経の書写は天武天皇二年（673）三月に川原寺で始まった一切経書写に遡り⁽¹⁷⁾、以来、二十歳以上に上る一切経が奈良朝期に書写されたのである。現存最古の日本一切経本としては、天平六年（734）の願文をもつ聖武天皇御願一切経本『仏説七知経』（檀王法林寺蔵）が、その最も確かな遺品である⁽¹⁹⁾。

宮崎健司氏によれば、「写経の具体相は、書写の内容・主体・目的によって分類することができる。まず内容としては「一切経（大蔵経）」と「個別写経」に分類できるが、前者は当該期における仏教理解の状況を知る材料となり、後者は具体的信仰の動向をうかがう材料といえる。次に書写の主体としては「国家的写経」と「民間写経」に大別できるが、前者は国家仏教の展開状況つまり政治史的・思想史的意義を明らかにする一方、後者は人々の仏教思想の受容実態つまり思想史的意義を明らかにする材料となる」（4頁）。奈良写経の場合は、「一切経」と、皇族・貴族等の顕貴の発願により国家的写経機構で書写される「間写経」⁽²⁰⁾、及び民間写経などの「個別写経」とに分けられる。

山下有美氏は、天平期から宝亀期にかけて成立した一切経を、「1. 皇后宮職系統写経機構で写経されたもの」、「2. 内裏系統写経機構で写経されたもの」、「3. その他の写経所で写経されたもの」という三つに分類し、中でも他の一切経の模範となる機能をもつことから、皇后宮職系統の光明皇后御願経（五月一日経）と内裏系統の孝謙天皇御願一切経（景雲一切経）を「敕定」一切経、と規定した⁽²²⁾。同氏は、「敕定一切経」としての五月一日経と景雲一切経は、「国家自らが創出し、国家が認定する最高權威の一切経」であり、「内容構成上は、ともに開元入蔵録を基準として大乘小乗経律論賢聖集伝を集めようとし、それに加えて別生・疑偽・録外の経律論、さらに章疏も含む、あらゆる仏典を揃える一切経」と、それらの性格を規定している。更

に、山下有美氏のこの説に基づいて、宮崎健司氏は「敕定一切経」の特徴を、以下の三つにまとめている。

「①国家的写経機構（皇后宮職系写経機構と内裏系写経機構）での書写

②敕定一切経として、のちの一切経の基準テキストとして重要視

③その構成の特殊性（『開元釈教録』入蔵録を基準としながら、別生経・疑偽経、目録外経、章疏も含む⁽²⁴⁾）」

「敕定一切経」の中に別生経・疑偽経・目録外経も加えられた理由について、山下有美氏は、入蔵すべきか否かの判断は古代日本の僧侶にはできない状況で、疑偽經典の混入や別生経の重複などの恐れよりも、真経を遺漏してしまう事態を危惧して、とりあえず写しておくことになった、と推測している⁽²⁵⁾。五月一日経や景雲一切経の中に『高王経』が実際に含まれていたかどうかはわからないが、同経が皇后宮職写経所や貴族私設の写経所で書写されていたことは、正倉院古文書の記録によって判明している。『高王経』の関連記事は正倉院文書から計十二箇所確認できるもの（「附録」を参照）、古文書研究の門外漢である筆者には、それらのすべてを正確に理解することはできない。ただし、それらには、『高王経』の日本伝来や後世の日本伝本の系譜を知る上で、極めて重要な手がかりが含まれているため、専門家の所見を踏まえながら、十二箇所中の数箇所ではあるが、その記録の実際に触れてみたい。

『高王経』に関する最も古い記事は、天平十年（738）十一月九日付の「本経返送状」に現れる。

○本経返送状

（續續修十六帙二）

（前略）

高王観世音経一卷

（中略）

請観世音菩薩消伏毒害陀羅尼咒經（一卷） 合五十五卷

大寺之本

十年十一月九日件本経返送如前 請河人成

付辛國人成 給赤萬呂

川原人成⁽²⁶⁾

この古文書に見える「大寺」とは、靈龜二年（716）に平城京に移転してきた大官大寺（後の大安寺）であり、従って「大寺之本」とはすなわち大官大寺（大安寺）所有の経本のことである。大官大寺（大安寺）は、養老二年（718）に帰国した入唐僧道慈（？～744年）がその造営に多大な貢献をしたことで知られ、養老七年（723）三月二十九日に元正天皇が請け坐した一切経一五七九卷（元正天皇請坐大安寺一切経⁽²⁷⁾）を所蔵していた。「本経返送状」は、天平九年四月

六日に皇后宮職が大安寺三綱に対し雑經五十五卷の貸出しを請求したところ（正集四十四⑤、二ノ二八～二九）、即日貸し出された二十四卷分の經本を、天平十年十一月九日に大安寺へ返却したことを報告したものである⁽²⁸⁾。『高王經』は、その時に皇后宮職が貸出しを請求した五十五卷のうちの一巻ではあるが、実際に貸出し・返却された二十四卷分の經本には含まれていないため、それが皇后宮職に渡って書写されたかどうかは定かではない。ただし、この記事からは、天平九年四月の時点で皇后宮職には『高王經』を含めた雑經五十五卷を書写する計画があったことと、この計画を実現するためには大官大寺（大安寺）所有の本經（すなわち書写の原本となるテキスト）が必要であったことは確かであろう。

次は、天平十二年（740）七月八日付の正倉院文書に現れる記事である。

○寫經所啟

（續々修十四帙一）

寫經所啟 自常目錄寫加經論疏

合 八百十五卷

（中略）

高王觀世音經一卷

（中略）

以上大官寺本

（中略）

天平十二年（740）七月八日 石村布勢麻呂

〔大田廣人⁽²⁹⁾〕

柴原永遠男氏は、この古文書は、「北大家写經所が皇后宮職にあてて、みずからの写經事業のための目録である「常目録」にしたがって、ある期間に「写し加えた」經典を報告するためのリストであり、そこに見える「個々の仏典を、時に応じて個別に写すようなものではなく、一括した写經、すなわち一切經的な写經事業が行なわれていると考えて差し支えなからう」（299頁）と述べている⁽³⁰⁾。その北大家写經所で行われた一切經の書写事業は、天平十二年四、五月頃から翌年七月頃にかけて継続していた。その時に書写された一切經は天平十五年八月以前に元興寺に納入され、「元興寺北宅一切經」とも称されたという。この元興寺北宅一切經とは、天平十二年三月十五日付の願文をもつ藤原北夫人發願一切經にほかならず、各所から集めた經論を本經として使用したため、五月一日經とはテキストが異なる部分が生じた。天平十五年五月以降、五月一日經が書写対象を拡大することになったのに伴い、その本經として、藤原北夫人發願一切經も利用するようになったため、もともと藤原北夫人一切經を構成している經典が五月一日經の中に吸収されることになった⁽³¹⁾。

『高王經』に関して言えば、藤原北夫人發願一切經本すなわち後の元興寺北宅一切經本は、

「大官寺」から借用した本経（「大官寺本」）を書写したものであることは確かである。そして、この記事に見える「大官寺」とは、前掲の「本経返送状」に見える「大寺」と同様に、大官大寺（大安寺）のことである。従って、天平十二年（740）七月頃に北大家写経所で書写された藤原北夫人発願一切経本『高王経』のルーツである「大官寺本」と、その数年前に皇后宮職が求めようとした「大寺之本」とは同一のテキストであったと推測される。更に、皇后宮職と北大家写経所のいずれもが『高王経』の本経を大官大寺（大安寺）に請求しているという状況から推測すれば、玄昉が唐から請求した「経典五千余卷」の中には『高王経』のテキストは含まれていなかったと考える。一方、「大寺之本」または「大官寺本」に含まれていた『高王経』テキストは、玄昉が帰朝した天平七年（735）以前に、すでに奈良朝に伝わっていたテキストである可能性が高く、更には道慈が養老二年（718）に帰国した際に請求した唐代写経にそのルーツが求められる可能性が生じてくるのである。実際に『高王経』が玄昉に先だって帰朝した道慈らによって請求されていたならば、同経のようなテキスト、すなわち『大周録』（695年）において入蔵が許されたものの、その直後に智昇『開元釈教目録』（730年）によって蔵外へと排除された疑偽経典のテキストが、いわば歴史の隙間を縫うようにして、奈良朝の日本に伝来できたことになる。そして、このような細かいルートを通して日本へ伝わってきたテキストは、『高王経』の他にもあったかもしれないのである。

『高王経』などの蔵外経典は一切経の入蔵目録に基づいて配列することはできない。それでは、当時書写された蔵外経典のテキストは、どのような分類に従って配列され、また管理されていたのであろうか。そこで、以下の天平十二年の正倉院文書⁽³²⁾を手掛かりとして、『高王経』の分類と管理について見てみることにしよう。

○経卷納櫃帳

（續修後集廿三）（中略）

己櫃（中略）

高王観世音経一卷（白紙黄表 紫綺緒 紫檀軸）（中略）

十二年（740）三月十七日為本請 辛國人成 萬呂

この古文書の内容から、以下の事実を知ることができる。その一つは、天平十二年（740）三月十七日まで、東大寺の写経所では確かに『高王経』の書写が行われていたことである。もう一つは、『高王経』の写本は、『観世音経』・『観世音菩薩陀羅尼経』・『観世音菩薩授記経』・『請観世音経』などの観音菩薩に関わる経典に類するものとされ、共に己号経櫃の中に納められ、管理されていたことである。

そして、このような経文の内容に基づく分類・管理方法だけではなく、後になると目録に基づく分類方法も現れるようになった。その手がかりは、以下の、年次不詳だが、宝亀五年（774）類収の正倉院文書から見出せる。

○雑經目録

（續々修十二帙十一）

雑經六帙

別生經

（中略）

淨度三昧經二卷（綵帙） 法社經二卷

益意經一卷 救護身命經十部十卷（粗帙）

觀世音三昧經三部三卷（一卷柒軸／色紙／一卷紫綾表） 清淨法行經一卷

高王觀世音經二部二卷

右七經並是古舊録中偽疑之經、周録雖編入正文、理涉人謀、故此録中除之不載。⁽³³⁾

これは、『開元釈教目録』卷末に附された「不入蔵録」に基づきながら、経本の現状を記録した「帳簿」である。⁽³⁴⁾こ「帳簿」の記載内容を見ると、当時、「別生經」や『高王經』などの「疑偽經」を含む様々な蔵外典籍は「雑經」として分類され、更に「不入蔵録」の排列順序に従って、計六帙に分けて保管されていたことがわかる。

以上、正倉院古文書の記事に基づいて見てきたように、奈良時代には『高王經』が幾たびも書写されていたことは明らかである。ただ、残念なことに、『高王經』の奈良写經の実物はいまだ発見されるには至っていない。筆者の知る限りでは、現存する『高王經』の日本古写本は計二点あり、いずれも金剛寺聖教の中に納められている。その詳細は、次項で紹介することとしよう。

「附録」

No	和暦年月日	本文	出典名
1	天平八年（736） 九月二十九日	○寫經請本帳 （續續修十六帙八） 自天平八年九月廿九日始經本請和上所 （中略） 十三年四月十九日從寫經司請僧正所本經 （中略） 天平十二年四月七日赤萬呂 （中略） 内堂經（中略） 高王觀世音經一卷（下略）	大日本古文書（編年文書）、7/54～89

2	天平十年（738）十一月九日	○本經返送狀略 （續續修十六帙二）（中略） 高王觀世音經一卷（中略） 請觀世音菩薩消伏毒害陀羅尼咒經（一卷）合五十五卷 大寺之本 十年十一月九日件本經返送如前 請河人成 付辛國人成 給赤萬呂 川原人成	大日本古文書（編年文書）、7/192～194
3	天平十一年（739）十月十八日	○雜經書寫注文 「春宮」 高王觀世音經十卷（中略） 右四十四卷經令寫 宣光信尼 十月十八日奉事高屋赤萬呂 給出紙八十紙 深綠十六張 淺綠三十張 垣津幡三十四張	大日本古文書（編年文書）24/109
4	（自天平十年至十五年）	○經卷納櫃帳 （續修後集廿三）（中略） 己櫃（中略） 高王觀世音經一卷（白紙黃表 紫綺緒 紫檀軸）（中略） 十二年（740）三月十七日為本請 辛國人成 萬呂	大日本古文書（編年文書）7/197～221
5	天平十二年（740）七月八日	○寫經所啟 （續續修十四帙一） 寫經所啟 自常目錄寫加經論疏 合八百十五卷（中略） 高王觀世音經一卷（中略） 以上大官寺本（中略） 天平十二年（740）七月八日 石村布勢麻呂 大田廣人	大日本古文書（編年文書）7/486～491
6	天平勝宝元年（749）八月十九日	○檢定經并雜物等帳 （續續修十四帙八） （中略） 疏所櫃納 元年八月十九日檢定文案 依間仰給奉寫經納櫃（中略） 雜經納經（中略） 又雜經納經（第二者）（中略） 高王觀世音經十卷 （中略） 以前經論疏并雜物等檢定如件故案 天平勝寶元年八月十九日他田水主 村山首麻呂	大日本古文書（編年文書）11/42～48
7	天平勝宝四年（752）（五月十六日類収）	○寫書所間寫經疏目錄 （續續修十二帙五） 一切經以外經論律并疏（中略） 高王觀世音經十卷 心經十卷 金剛般若經三卷 右於甲可宮所寫奉者	大日本古文書（編年文書）12/293～297

8	天平勝宝五年 (753) 二月十一日	○種種觀世音經并應用色紙注文 種種觀世音經（中略） 高王觀世音經一卷〈一紙〉目録外（中略） 天平勝寶五年二月十一日	大日本古文書（編 年文書）12/411
9	天平勝宝五年 (753) 二月十一日	（中略） 高王觀世音經一卷〈一〉目録外（中略） 右十八卷見本在	大日本古文書（編 年文書）12/413
10	天平勝宝五年 (753) (五月七日 類収)	○寫經納櫃目録 （續續修十二帙十裏） （中略） 高王觀世音經一卷	大日本古文書（編 年文書）12/459
11	（類収・年月日 闕） 宝亀五年類収	○雜經目録 （續續修十二帙十一） 雜經六帙 別生經（中略） 淨度三昧經二卷（綵帙） 法社經二卷 益意經一卷 救護身命經十部十卷（粗帙） 觀世音三昧經三部三卷（一卷染軸／色紙／一卷紫綾表） 清淨法行經一卷 高王觀世音經二部二卷 右七經並是古舊録中偽疑之經、周録雖編入正文、理涉 人謀、故此録中除之不載。	大日本古文書（編 年文書）23/125～ 129
12	（類収・年月日 闕）	○雜經目録 （續修後集三十六） （中略） 仏説高王觀世音經一卷	大日本古文書（編 年文書）23/134～ 138

三、『高王經』の日本伝本の概要

大阪府河内長野市にある天野山金剛寺は真言宗御室派の大本山であり、寺内には国宝や重要文化財の指定を受けた建築物や仏像だけではなく、約四千五百巻の写本一切経、古文書、その他に八千点を超える聖教を所蔵している。金剛寺の聖教については、赤塚祐道博士が「金剛寺聖教一上乘房禅恵の書写活動⁽³⁵⁾」で、「寺院資料の分類においては、一切経でも古文書でもないものが聖教というカテゴリーに分類される。金剛寺においては、密教の経・律・論に対する註釈や本尊礼拝のための作法次第およびその口伝書、伝承を示す印信や血脈が大部分を占めるが、資料全体を見渡せば真言宗に限らず仏教全般、そして国文学の資料も含まれており実に領域が広い。」(470頁)と述べている。

これまでにも、金剛寺聖教に含まれる仏教典籍の貴重な伝本については数多くの報告がなされている。例えば、中国浄土教の祖師・曇鸞(476～542年)が著した浄土教にとっての重要著作である『無量寿経論注』(巻下)の保延四年(1138)の題記をもつテキストが発見され、これは同書の現存する最古の写本と考えられている⁽³⁶⁾。更に、鎌倉初期と推定される『般舟讚』の残

卷は、中国浄土教の祖師・善導（613～681年）の著作である『依観経等明般舟三昧行道往生讃』の貴重な古写本である。⁽³⁷⁾このほか、鎌倉時代の木版本である『選択集』上巻、室町時代の書写と思われる『選択集』下巻、『黒谷上人語灯録』巻三、南北朝あるいは室町時代の書写と推定される『念仏要文抄』（擬題）は、いずれも日本浄土教の展開を示す重要な文献である。そして、『遊仙窟』⁽³⁸⁾、『注好選』⁽³⁹⁾、『三宝感應要略録』⁽⁴⁰⁾、『佚名諸菩薩感應抄』⁽⁴¹⁾、『佚名孝養説話集抄』⁽⁴²⁾などの仏教説話集（抄本）の古写本も、極めて重要なものとされている。

前述したように、『高王経』は、『開元积教目録』によって入蔵録外の指定を受けて以来、一切経からは排除されたため、奈良時代だけではなく、平安時代の一切経にも収録されている確率は非常に低い。ところが、幸いにも、金剛寺聖教の中から書写題記が付された『高王経』の写本が二点発見されたのである。その一つは、享保十年（1725）四月廿七日付の覚殿による書写題記が付され、「仏説高王観音経」と題された、江戸時代の写本（聖教番号：第53箱第155号）であり、中国明代以後に現れた近世伝本の形態を留めるものである。二つ目は、康平七年（1064）三月二十三日付の頼宴による書写題記が付され、「高王観世音経」と題された、平安時代の古写本（聖教番号：第18箱第1号）であり、その中には古本の形態から宋代以降の近本の形態へと移行していく過程で成立した『高王経』のテキスト形態が温存されている、と考えられる。以下、後者の平安時代写本（以下、「金剛寺本」と略称する）について、詳しく考察することにする。

（一）金剛寺本について

金剛寺本（聖教番号：第18箱第1号）は首尾が完備し、装幀は粘葉装の一冊で、全四丁からなる。第一丁の表に、外題が「高王観音経」と、その左下には「頼宴伝経弁意人」と、いずれも墨書されている。第一丁裏と第二丁の表にまたがって、「天野山金剛寺」という朱方印が捺されている。第二丁の表から第四丁の表までは、一面に七行、一行あたり十三から十五文字の墨書が見える。その翻刻は、以下の通りである（句読点は筆者）。

高王観音経

頼宴伝経弁意人（以上、第1丁表）

高王観世音経

観世音菩薩、南无佛、南无法、南无僧。

佛國有縁、佛法相因、常樂我有縁。

佛説南无摩訶般若波羅蜜是大

神咒、南无摩訶般若波羅蜜是大

明咒、南无摩訶般若波羅蜜是无

上咒、南无摩訶波羅蜜是无等

（以上、第2丁表）

等咒。南无淨光秘蜜佛、法藏佛、師
 子吼神足幽王佛、高須彌燈王佛、法
 護佛、金剛藏師子遊戲佛、寶勝、
 藥師琉璃光佛、普光功德山王佛、善
 住功德寶王佛。六方六佛名號。東方
 寶光月殿妙尊音王佛、南方樹根
 華王佛、西方造王神通焰華王佛、北方（以上、第2丁裏）
 月殿清淨佛、上方无數精進寶
 首佛、下方善寂月音王佛、釋迦牟
 尼佛、彌勒佛。中央一切衆生在佛
 土界中者、行住於地上、及與虛空
 中。慈愛於一切、各令安隱休息。晝
 夜修持心、常誦念此經偈、消伏於
 毒害。即說咒曰：（以上、第3丁表）

離婆離婆帝 求訶求訶帝
 陀羅尼帝 尼訶羅帝
 毗梨摩尼帝 莎婆訶

高王觀世音經

右北齊代有因罪當極法、夢（以上、第3丁裏）
 見聖僧口授其經。至心誦念、數
 盈千遍、臨刑刀折、因遂免死。
 今高王經也。見『齊書』及『高僧傳』、
 法琳師『辨正論』。然其經體、即
 法華經中稱念觀音、皆蒙願
 遂、隨類化救苦衆生。

康平七年三月廿三日於宇治院頼宴

奉書了（以上、第4丁表）

このように、金剛寺本の書写内容は三つの部分から構成されている。その一つは、第二丁表から第三丁裏にかけて書写された「高王觀世音經」という首題と尾題をもつ經典の本文である。二つ目は、第三丁裏から第四丁表にかけて書写されている跋文である。三つ目は、第四丁表の最後の二行に記された「康平七年三月廿三日於宇治院頼宴／奉書了」という書写題記である。

まず、金剛寺本が書写された当時の歴史的背景やテキストの由来を把握するため、上掲の書写題記に着目してみたい。この題記によれば、金剛寺本は、「康平七年（1064）三月二十三日」に「頼宴」と言う人物が「宇治院」すなわち宇治平等院で書写したものである。平等院は京都府宇治市内の宇治川の畔にあり、その山号は朝日山、平安時代の定朝の作になる阿弥陀如来像を本尊とし、現在は天台宗系の塔頭最勝院と浄土宗の塔頭浄土院によって共同管理されている。

宇治の地は京都と奈良、更には近江を繋ぐ交通の要衝として古くから重視された所で、気候や山水の景勝にも恵まれていたため、平安時代の初期から貴族たちが当地に別業（別荘）を造営し始めた。『扶桑略記』の寛平元年（889）十二月条に、宇治郷にある左大臣源融の別業について記されているが、これが平等院の前身と言われている。この別業は、寛平七年（895）八月に源融が没してからは宇多天皇（867～931年）の所領となり、「宇治院」と名づけられた⁽⁴³⁾。その後、宇多天皇の孫である六条左大臣源重信（922～995）の所有を経て、十世紀の末頃に左大臣藤原道長の手へ渡ってからは「宇治殿」と称されるようになった⁽⁴⁴⁾。道長は寛仁三年（1019）三月に出家し、治安三年（1023）八月十一日には宇治殿で法華八講を営んだ、と伝えられている⁽⁴⁵⁾。万寿四年（1027）十二月に道長が没すると、宇治殿はその長男頼通によって受け継がれた⁽⁴⁶⁾。

平安時代においては、永承七年（1052）が末法に入って最初の年と考えられていたが、まさにその年の三月二十八日、関白頼通は宇治殿を寺とし、仏像を安置して、「平等院」と号して供養し、僧六口を置いて法華三昧を修させることとした⁽⁴⁷⁾。そして供養の当日に、三井の園城寺から大僧正明尊を初代平等院執印として迎えた⁽⁴⁸⁾。平等院が開山された翌年の天喜元年（1053）三月四日、阿弥陀堂（現在の鳳凰堂）が供養され、堂内には供養に先立つ二月十九日に京都から運ばれた仏師定朝作の阿弥陀如来坐像が本尊として奉安された⁽⁴⁹⁾。康平六年（1063）十月、玄奘三蔵・婆羅門僧正・行基菩薩の袈裟が平等院の宝蔵に奉納され⁽⁵⁰⁾、翌七年（1064）十一月九日には園城寺の僧正覚円が平等院執印に任じられた⁽⁵¹⁾。治暦二年（1066）になると、平等院に「一切経供料」が寄せられ、僧三口による毎日の読経が始められ⁽⁵²⁾、翌年十月五日、後冷泉天皇が平等院に行幸になった⁽⁵³⁾。延久元年（1069）五月二十九日には、平等院一切経会が初めて奉修され、翌年からは三月三日を式日として恒例化されている⁽⁵⁴⁾。

このように整理してみると、「頼宴」という人物の具体的な身分や地位までは突き止められなくとも、彼が宇治院で『高王経』を書写した「康平七年（1064）三月二十三日」という時期は、平等院の宝蔵落成の翌年であり、覚円が平等院の執印に任じられた年に当たることがわかる。当時は開創されて十数年が経過し、重要な殿堂や宝蔵が立て続けに落成して、平等院がまさに隆盛期を迎えようとしていた頃であり、その蔵書もまた非常に豊富で、由緒正しい系譜のテキストが多かったと考えられる。その意味では、金剛寺本は11世紀半ばの康平七年（中国の北宋時代の英宗治平元年、遼の道宗清寧十年、西夏の拱化二年に相当する）の書写ではあるが、その底本となった平等院所蔵のテキストは必ずしも北宋から新たに伝わったものであるとは限ら

ないであろうし、むしろ古くから日本で流布していた奈良朝写經の系譜を受け継ぐものであった可能性は十分に考えられるのである。

そこで、金剛寺本に見られる、『高王經』本文の直後に書写されている跋文について見てみよう（下線は筆者）。

右北齊代有因、罪當極法、夢見聖僧口授其經。至心誦念、數盈千遍、臨刑刀折、因遂免死、今高王經也。見『齊書』及『高僧傳』、法琳師『辨正論』。然其經體、即法華經中稱念觀音、皆蒙願遂、隨類化、救苦衆生。

この跋文の出典は、本論文の第一節ですでに引用した『大周録』卷七の末尾に見える、『高王經』の由来を明かす部分に他ならない。金剛寺本の跋文は、下線で示したような誤字（「因」は「囚」の誤り、「法琳師」は「琳法師」の誤り）、脱字（「化」の後の「誦」を遺漏）があるものの、それらを除けば、『大周録』の内容と完全一致していることは明らかである。そして、北朝時代から隋唐代以降に成立した『高王經』の現存テキストの中で、上掲の跋文が附されているのは金剛寺本だけなのである。『高王經』を書写する際に、頼宴が『大周録』から当該跋文を抄録して本文に附加した、という可能性も完全には否定できないものの、この跋文を伴う形態の『高王經』が成立し、流布したのはもっと古い時代のことではないか、と考えられる。というのは、『大周録』は日本に伝わってから大きな影響を及ぼした形跡はなく、『開元積教目録』が請来されてからは、その影はなおさら薄くなったからである。奈良時代に成立した「敕定一切經」の主体となる部分は専ら『開元積教目録』入蔵録に基づいており、続く平安時代の一切經は『貞元新定積教目録』（800年）の入蔵録に従うことが多いのである。更に、前述したように、『開元積教目録』が『高王經』を録外經典とする理由を示す際には同經の由来について考証した結果を述べており、その考証内容は『大周録』の記事よりも的確かつ厳密であって、後に『貞元新定積教目録』によっても受け継がれているのである。經録の權威と影響力を考えるならば、金剛寺本に見えるこの跋文が『開元積教目録』ではなく、『大周録』に基づいていることには、いささか不思議な感を覚える。ただ、その不思議な点にこそ、金剛寺本のルーツが有する独自性が現れている、と考えることもできるのである。なぜならば、この跋文が、『大周録』（695）が成立してから『開元積教目録』（730）が現れるまでの限られた期間だけ、『高王經』に附されて流布していたものであったならば、この跋文が『開元積教目録』を差し置いて『大周録』から抄録されているのは、全く不思議なことではなくなるからである。また、仮に、この跋文は日本で付加されたとするならば、その時期はやや下がり、『開元積教目録』が玄昉によって日本に請来される735年までに行われていた可能性が高くなるであろう。

そこで、奈良朝に伝来してからの日本における『高王經』の書写状況について確認してみたい。前項で考察したように、当時の写經所で『高王經』を書写する際に採用した底本は玄昉が請来したのではなく、それ以前から日本に伝存していた大官大寺本であった。そして、その

大官大寺本の底本の系譜を辿れば、入唐僧道慈が滞在していた頃の長安で流布していた『高王経』のテキストにまで遡れるかもしれないのである。なぜならば、道慈が帰国した養老二年（718）は唐の開元六年に当たり、『開元釈教目録』（730年）は未だ現れてはおらず、『大周録』（695）が一切経の目録として一定の影響力を保っていた時期であり、問題の跋文が『高王経』に最初に加えられたのはその頃のことであった、と考えられるからである。従って、道慈が唐から請求した『高王経』、またそれを写すことで成立した大官大寺本等の奈良写経『高王経』は、金剛寺本に見える跋文がすでに書き加えられた形態のテキストであった、と考えられるのである。この推測が正しければ、1064年に頼宴が宇治院で『高王経』を書写した際に底本としたテキストは前代の奈良写経の系譜に連なるものであり、そしてそのテキストは道慈が718年に唐から請求した長安写経にルーツを求められる、ということになるのである。

（二）金剛寺本『高王経』の位置づけ

本項では、金剛寺本の書写内容の最も中心的な部分である『高王経』のテキスト内容について考察したい。同本は首尾無欠で、首題・尾題には共に「高王観世音経」と記されている。経典本文は「観世音菩薩、南无仏、南无法、南无僧」から始まり、「即説咒曰：離婆離婆帝、求訶求訶帝、陀羅尼帝、尼訶羅帝、毗梨摩尼帝、莎婆訶」という呪文で結ばれている。その形態と内容は、中国北朝時代から唐代初期までに成立・流布した『高王経』テキスト（以下、張総2016の分期法に従って、「古本」と呼ぶ）に典型的なものとは違っており、また唐末五代から現れてきたテキスト（以下、張総2016の分期法に従って、「近本」と呼ぶ）の原形のそれとも異なり、古本から近本へと発展していく途中の形態と内容を示すテキストである。この、いわば発展途上の段階に属する形態と内容を示すテキストとしては、以下のように、金剛寺本と四種の敦煌写本が挙げられる。

- 1、甘肅省博物館蔵敦煌写本016G号本：貞元十九年（803）以後の書写本。以下、「甘本」と略称する。⁽⁵⁶⁾
- 2、ロシア所蔵敦煌写本Д X 531号本：唐代写本と推定される。以下、「Д X 531」と略称する。⁽⁵⁷⁾
- 3、イギリス蔵敦煌写本 S.6268号本：書写年代不明。以下、「S.6268」と略称する。⁽⁵⁸⁾
- 4、日本金剛寺聖教蔵写本：康平七年（1064）の書写本。すなわち「金剛寺本」である。
- 5、フランス蔵敦煌写本 P.3920号本：10世紀の書写と推定される。以下、「P.3920G」と略称する。⁽⁵⁹⁾

これらのテキストに反映されているように、『高王経』のテキストは、その発展途上段階に属するそれぞれの時期において顕著にして複雑な変貌を遂げていく。11世紀の半ばに日本で書写された金剛寺本をこの発展途上段階に位置づけるのは、その底本の源流が八世紀初め頃の長安

写経に求め得ると考えられることと、その經典本文の内容に見られる増補の状況に基づいて判断した結果にもよる。金剛寺本も含む上掲諸本は、それぞれの増補の程度に基づいて、更に細かく、以下の三つのグループに分類することができるだろう。

- (1) 前期増広本：甘博本、J X 531。この二点の写本にはそれぞれ残欠箇所があるが、両者を合わせて使用することで、前期の増広段階で成立した形態について理解することができる。
- (2) 中期増広本：S.6268、金剛寺本。この二点は共に近年になって発見された新出写本であり、『高王経』のテキストが古本から近本の形態に向かって発展していく中で生じた二つの流れを、それぞれに体现している。
- (3) 後期増広本：P.3920G。この敦煌写本には十世紀前後に形成された『高王経』の新たな形態が保存されている。

以下、これら三つのグループとそれらを生み出した段階について、それぞれ検討していきたい。

1、前期増広本

この前期増広本とは、經典の構成と内容において古本『高王経』の基本的形態をそのまま受け継ぐものではあるが、古本以来、同経の中核となってきた「九仏名号」の「金剛藏獅子遊戯仏」と「薬師琉璃光仏」との間に、新たに「宝勝仏」を加えて、「十仏名号」を完成させたテキストである。「宝勝仏」の増補は発展途上段階に属す『高王経』テキストがもつ特徴の一つであり、この特徴を有することで、この時期のテキストはそれまでに成立していたテキストとは明確に区別されるし、またこの特徴は後世に現れる『高王経』の近本の形態によって継承されることになるのである。

もう一つ注目に値するところは、甘博本の首題と尾題である。同写本の書写内容が『高王経』であることに間違いはないが、ただ、首題に「仏説観世音経」、尾題にもまた「仏説観世音経一卷」と記されているのである。いわゆる『高王経』が歴史に初めて登場してくるのは北朝の東魏時代であり、元々は「仏説観世音経」という経題をもっていたと考えられるが、「高王」すなわち高歡という人物が関わっていたことから、後に『高王経』とも呼ばれるようになった。それが唐代初期になると、「仏説観世音経」と『高王経』という二つの名称が一体化して、『大周録』や『開元釈教録』に見えるような「高王観世音経」が同經典の正式名称として定着し、後には「仏説高王観世音経」という経題までもが現れるようになる。ところが、貞元十九年（803）以降の書写と推定される甘博本には「仏説観世音経」と記されており、このことから、少なくとも中唐時代まで『高王経』は「高王観世音経」として流通すると同時に、民間では引き続き成立当初の名称である「仏説観世音経」とも呼ばれて流布していた、という事実が浮かび上がってくるであろう。

2、中期増広本

中期増広本とは、テキストの変遷過程の全体において『高王経』が最も大きな変貌を遂げた時期に属する形態を示すテキストである。先行研究においては、甘博本やそれ以前に成立したテキストは『高王経』の古本の形態であり、P.3920Gから明代に入るまでのテキストは近本の形態である、とされてきた。しかし、S.6268と金剛寺本の出現によって、筆者は、『高王経』の古本の形態と近本の形態の原形（P.3920G）とは直接つながるのではなく、その間にはもう一つ、発展途上とでも称すべき段階を設定する必要がある、と判断せざるを得なくなったのである。そして、この発展途上段階の、特にその中期の増広段階に属する二つのテキストには、それぞれに異なる新たな増補の傾向が存在し、その一つはS.6268に現れているような經典本文の内容における増補であり、もう一つは經典本文の内容の増補のみならず、特に金剛寺本に反映されているような、經典全体の構成における調整である。この二つの増補の傾向は、いずれも後世の『高王経』テキストに対し、決定的な影響を及ぼすことになる。

まず、S.6268は、それまでのテキストの基本的形態をそのまま受け継ぎながらも、以下の数箇所において、増補が行われている。

（1）摩訶般若に帰依し、讃嘆する部分における増補。

古本および前期増広本までのテキストでは、「大神咒」・「大明咒」・「無等等咒」の三句で構成されていたものが、S.6268に至ると、新たに「無上咒」が加えられ、「仏説南□□□□□□□□、南无□□波若是大明呪、南□□□□若是无上呪、□无摩訶波若是无等等呪」となった。文字の破損箇所が多数あるものの、「大神咒」・「大明咒」・「無上咒」・「无等等呪」の四句構成が完成していることは明らかであろう。

（2）六組の仏名の新規増補。

S.6268には、「寶勝佛」の名号は見当たらないが、九仏名号の直後に、「過去七佛、未來賢劫千佛、千五百佛、萬五千佛、五百華勝佛、□□金剛藏佛」という六組の仏名が初めて登場している。

（3）經典本文末尾における偈文の増補。

古本および前期増広本までのテキストは「消伏於毒害」という一句をもって締めくくられているが、S.6268では、その後に、「十方觀世音、一切諸菩薩、誓願救衆生、稱名悉解脫。恐有薄福者、殷重為解説、但是有因縁、讀誦口不輟、誦經滿千遍、念念心不絶、水焰不能傷、刀兵立摧折、恚怒生歡喜、死者變成活。莫言此是虚、諸佛不忘説。」という偈文が続く。従来の『高王経』は、「高王観世音経」が正式な名称とされながらも、經典本文の主要部分は主に数组の仏名によって構成されており、観世音菩薩がもたらす功德や現世利益については強調されていない。S.6268から登場することになった上掲の偈文は、観音經典としての名実が伴わない、という問題を解消するために、すなわち『高王経』

を信仰し実践することと、観音菩薩がもたらす様々な現世利益とを結びつけるために作成されたものであろう。この偈文は『高王経』（あるいは「仏説観世音経」）が民間で伝播・弘通される過程において、弘法・教化という現実的な必要に応えるために生み出された、と考えられる。

次に、金剛寺本には、S.6268とは異なる増補の傾向が現れている。金剛寺本における変更点は、内容の増補と構成の調整という二つの側面において見られる。まず、内容の増補は、以下の数箇所指摘することができる。

(1) 摩訶般若に帰依し、讃嘆する部分の増補。

S.6268について述べたように、古本および前期増広本の『高王経』の該当箇所は、「佛説南无摩訶般若是大神呪、南无摩訶般若是大明呪、南无摩訶般若是无等等呪」という三句によって構成されていた。ところが、金剛寺本では、それぞれの「摩訶般若」の直後に「波羅蜜」が加えられているだけでなく、S.6268と同様に、新たに「無上咒」が付け加えられることによって、「佛説南无摩訶般若波羅蜜是大神呪、南无摩訶般若波羅蜜是大明呪、南无摩訶般若波羅蜜是无上咒、南无摩訶波羅蜜是无等等咒」という形式が成立しているのである。

(2) 十仏名号。

古本および前期増広本の『高王経』の該当箇所には「九仏名号」が記されていたが、すでに見た前期増広本がそうであったように、この発展途上の段階に入ってから、「金剛藏獅子遊戯佛」と「薬師琉璃光佛」との間に新たに「寶勝佛」が加えられて、「十仏名号」が説かれるようになった。発展途上段階に属するテキストでは、S.6268以外はすべて「十仏名号」を説いているため、「寶勝佛」の増補は、金剛寺本を含む、この発展途上段階に属するテキストに共通する特徴、と見ることができよう。一方、「過去七佛」などで構成される六組の仏名や「十方觀世音、一切諸菩薩」に始まる偈文は、S.6268だけに見られるものであり、金剛寺本等には見当たらない。

(3) 三帰依。

古本および前期増広本の『高王経』には、「觀世音菩薩、南无佛、佛國有縁、佛法相因、常樂我縁」という偈文が説かれている。それが金剛寺本になると、「南无佛」の直後に、「南无法」、「南无僧」という二句が新たに加えられ、従來說かれていた観音菩薩に対する帰依が、弘法僧の三宝に対する三帰依へと転換されているのである。

以上のような、内容の増補と比較して、金剛寺本の特徴は、その經典全体の構成が調整されていることにおいて、より鮮明に現れている。

(1) 『高王経』の古本がもつ重要な特徴の一つとして、經典の冒頭に「佛説観世音経（一卷）」と明示し、更に經典読誦の方法とそれによって獲られる功德として、「讀誦千遍、

得度苦難、拔除生死罪」を掲げていることが挙げられる。これは北朝時代から唐代の初期までに成立したテキストのすべてに共通して見える特徴であり、発展途上段階で生まれた一部のテキストにも残っている特徴である。例えば、S.6268の巻頭部分は損傷が激しいが、「罪」という一文字がかすかに見えているため、成立時点では「讀誦千遍、得度苦難、拔除生死罪」と書かれていたことがわかる。ところが、金剛寺本では、この巻頭部分の内容は完全に削除されており、經典本文は直ちに「觀世音菩薩、南无佛、南无法、南无僧」から始まっている。この形式は、それ以降に成立したテキストによって採用・踏襲されることになる。

- (2) 經典冒頭と併せて変更されたのは、經典本文末尾の構成である。すなわち、本文末尾の「消伏於毒害」という一句の後に、新たに「即說咒曰：離婆離婆帝 求訶求訶帝 陀羅尼帝 尼訶羅帝 毗梨摩尼帝 莎婆訶」という七佛滅罪真言が追加されているのである。この構成の変更によって成立した形式もまた、後世のテキストによって受け継がれていくことになる。

以上が、S.6268と金剛寺本に見られる内容の増補や構成の調整の概要である。この二つの写本からは、より古い時代における『高王経』テキストの形態と、後に現れてくる近本の形態の特徴の両方を窺い知ることができるだろう。S.6268と金剛寺本ではそれぞれ重要な増補改訂が行われており、それらの変更は後世のテキストの形成に際して大きな影響を及ぼすことになる。更には、S.6268と金剛寺本との間には顕著な相違が存在し、それらの違いからは、この段階におけるテキスト改訂は単純な、いわば一直線上の遞増過程を辿ったのではなく、そこには少なくとも二つの、全く異なる増補の傾向が存在していたことが看取されるのである。S.6268に見られる傾向は、全体的な構成は従来のまま維持しながら、六組の仏名を増やすことによって經典の内容を充実させると同時に、一般の民衆にとっても分かり易く、すらすらと読めるような偈文を經典本文の末尾に付け加える、というものである。これらの増補は、『高王経』が民間において伝播していく中で生じた様々な現実的な問題と必要に対応すべく行われたものであろうことは容易に想像できるだろう。

一方、金剛寺本に見られる傾向からは、正規の仏教經典としての構成や形式を整え、具備させようとする意図が浮かび上がってくる。例えば、古本は、その冒頭に「仏說觀世音経一卷、讀誦千遍、得度苦難、拔除生死罪」と示すことで、「仏說觀世音経」を読誦することで獲られる功德を明らかにしようとしており、それが古本固有の特徴になっている。しかし、このような始まり方は仏教經典としては非典型的であり、その規範からは逸脱した形式である、とも言えるのである。そして、実際にそのような評価があったからこそ、金剛寺本以降のテキストでは、古本には存在した冒頭部分が完全に削除されることになったのではなかろうか。実は、冒頭箇所に限らず、金剛寺本に見られる変更はすべて同じ意図・動機に基づいて行われている、と考

えられるのであり、その意図・動機は『高王経』に仏教経典として相応しい構成と形式を調えさせること、まさに同経の規範化にあったように思われるのである。例えば、古本の段階に属するテキストには「観世音菩薩、南无佛、佛國有縁、佛法相因、常樂我縁」という箇所があるが、ここに見える「南无佛」とは、観世音菩薩への帰依を表明するものに他ならない。ところが、金剛寺本では、「南无佛」の後に「南无法」と「南无僧」を加えて、仏教に一般的な三宝に対する帰依へと意味が転換されているのである。この変更によって、形式的にはより完全で整ったようにも見えるが、文脈としては、逆にほとんど意味が通らなくなっているのである。同様に、摩訶般若に帰依する箇所は、古本では「佛説南无摩訶般若是大神呪、南无摩訶般若是大明呪、南无摩訶般若是无等等呪」という構成と表現であった箇所が、金剛寺本に至ると、「佛説南无摩訶般若波羅蜜是大神呪、南无摩訶般若波羅蜜是大明呪、南无摩訶般若波羅蜜是无上呪、南无摩訶波羅蜜是无等等呪」となっている。これもまた、形式的な完全さと規範化を求めた結果であろう。そして、最も重大な変更は、経典末尾に「即説咒曰：離婆離婆帝 求訶求訶帝 陀羅尼帝 尼訶羅帝 毗梨摩尼帝 莎婆訶」という七佛滅罪真言が増補されたことである。この咒文を加えた意図は、『高王経』という中国で生まれ育った紛れもない中国撰述経典にインド的な装いを凝らすことによって、より仏教経典らしい形式を具えさせることにあったのであろう。以上のような『高王経』の規範化を目指す改訂を行うに際しては、一つの参考となるモデルが存在したと考えられる。そして、そのモデルとなったのは、文字の分量においても、とりわけ「摩訶般若」を重視することにおいても、『高王経』との間に共通性を有する『般若波羅蜜多心経』に他ならないであろう。

金剛寺本の成立段階において『高王経』の規範化を目的として行われた改訂は、その動機・目的・著眼点のいずれもが、S.6268のそれらとは本質的に違っている。もし、S.6268の形態と内容は『高王経』が民間において流布し信仰されていく過程で生じた傾向と特徴を示すものと言えるならば、金剛寺本はより主体的で高い次元にある意識によって統制されながら形成されたテキストとしての傾向と特徴を示している、と言えよう。そして、そのような改訂を実行することができた時代と契機は自ずと限定されてくるであろうし、それは、『高王経』が民間で流行していた経本から、一転して入蔵経典とされて華麗なる変身を遂げた頃、すなわち『大周録』（695年）が成立した七世紀末前後のことであった、と考えられるであろう。ここで、金剛寺本そのものの源流と由来も考慮に入れるならば、金剛寺本に書写されている『高王経』の形態と内容は、七世紀末から八世紀初めにかけて入蔵経典とするべく改訂されてから後のものである、と思われるのである。そして、この時期に完成された『高王経』の全体的構成が後世の『高王経』テキストに対して決定的な影響を及ぼしたことは、発展途上段階の最後に成立して近本にとっては直接の前提となった敦煌写本 P.3920G、あるいは近本を代表する黒水城出土の漢文文献の形態と内容とに照らし合わせることによっても裏付けられるのである。

3、後期増広本

後期増広本とは、前期と中期の増補を経た後の段階で最終的に成立した形態を示すテキストであり、この段階を代表するテキストは、敦煌写本 P.3920G である。P.3920G の書写内容は、それ以前に成立した様々な『高王経』テキストと比較するならば、近本のそれに最も類似しており、いわば近本へと移行する直前の形態を示しているため、従来は広い意味での近本に分類されてきた。しかし、近本の形態に最も顕著な特徴は、經典本文の前に『高王経』の由来を明かす序文が附加されていることである。従って、その序文を欠く P.3920G は、近本ではなく、古本から近本への発展途上段階の最終局面において成立した形態を示すテキストとして位置づけるべきと考える。このような形態の出現は、主として經典本文の内容と構成を変化させてきた発展途上段階の終息と、続いて生まれてくる近本の形態の基礎となる原形の完成を告げるものである。

P.3920G の文献内容は、基本的には金剛寺本と同じであり、そこに S.6268 に見える二つの増補、すなわち「過去七佛、未來賢劫千佛、千五百佛、萬五千佛、五百華勝佛、百億金剛藏佛」という六組の仏名と、「十方觀世音，一切諸菩薩，誓願救衆生，稱名悉解脫。恐有薄福者，殷重為解説，但是有因緣，讀誦口不輟，誦經滿千遍，念念心不絶，水焰不能傷，刀兵立摧折，恚怒生歡喜，死者變成活。莫言此是虚，諸佛不忘説。」という本文末尾の偈文を増補したものに、ほぼ相当する。

ただ、金剛寺本や S.6268 にはなく、P.3920G から現れるようになった増補も存在し、それらは、以下の箇所に認められる。

- (1) 古本の段階に属する『高王経』テキストには「觀世音菩薩，南無佛，佛國有緣，佛法相因，常樂我緣」という五句からなる経文が含まれており、この中の「常樂我緣」という四字からなる一句は、金剛寺本以降は「常樂我有緣」という五字の一句になり、更に P.3920G では「常樂我淨，有緣佛法」という、それぞれ四字からなる二句へと発展している。このような変遷を経て、初めて「常樂我淨」という表現が『高王経』に現れることになった。
- (2) 「六方六佛名号。……下方善寂月音王佛」と「釋迦牟尼佛」との間に、「無量諸佛、多寶佛」という二尊の仏名号が新たに加えられている。
- (3) 「消伏於毒害」の直前に、「能滅生死苦」の一句が加えられている。
- (4) 「消伏於毒害」の直後には、「那摩大明觀世音、觀明觀世音、高明觀世音、開明觀世音、普王如來化勝菩薩」という五菩薩の名号が加えられている。また、その後続く「即説咒曰」という句に導かれて現れてくる七仏滅罪真言へと円滑に繋げるためであろう、五菩薩の名号と「即説咒曰」との間にも「念念誦此偈，七佛世尊」という九字を挿入することで、「即説咒曰」という行為の主語を明示しようとしている。

このように、P.3920Gは、『高王経』が古本の形態から数段階の増補を経てようやく成立を見たテキストの状態を示すものである。その主体となる部分は、中期増広本テキストの一種である金剛寺本の形態をベースにして、やはり同期に属するもう一種のテキストであるS.6268の要素を足したものに相当する。また、ロシア所蔵の黒水城出土西夏漢文写本の中から発見された『高王経』の近本テキストであるTK117やTK118などには宋代以降に現れた近本に特徴的な序文が加えられているのとは対照的に、P.3920Gにはまだ序文は増補されていないが、經典本文の内容に関して言えば、P.3920Gと近本に属するTK117やTK118の形態と内容は極めて近接しているのである。言い換えれば、P.3920Gにおいて成立した近本の形態の原形となるテキストは、それまで中央と民間という別の空間で伝承されてきたために、それぞれの変遷過程を辿る中で相異なる発展の傾向をもつに至ったテキスト、すなわち入蔵したテキストと民間で流通していたテキストが合流したことによって形成された、ということになるであろう。

四、結 び

以上、『高王経』の奈良時代における写経記録や平安時代の古写経本に注目しながら、同経の奈良朝における流传状況と日本所在の伝本の位置づけを明らかにしようとしてきた。まず、奈良時代の正倉院古文書に現れる関連記事に基づいて検討した結果、奈良朝の日本に伝わった後、『高王経』は国家的写経機構で繰り返し書写されたが、それに際して採用された底本は、玄昉が天平七年（唐開元二十三年、735年）に唐から請来したのではなく、それ以前にすでに日本に伝わっていた大官大寺蔵本であることが判明した。更に、この大官大寺本あるいはその底本となったテキストは入唐僧道慈が養老二年（唐開元六年、718年）に日本に持ち帰った長安写経である可能性を指摘した。このように、『高王経』の奈良写経そのものの所在はまだ確認できていないが、正倉院古文書の記事に基づいて、奈良時代の同経写本の底本となったテキストについて推測できたのである。これによって、現存する平安時代の『高王経』古写本の底本についても、その源流へと遡るための重要な手がかりを得ることができた、と考える。

次に、「康平七年（1064）三月廿三日於宇治院頼宴／奉書了」という書写題記をもつ「高王観世音経」の平安時代写本（金剛寺本）を紹介し、その底本となったテキストの源流は道慈請来本から大官大寺本という系譜に連なる奈良写経に遡り得る、と推測した。また、金剛寺本に附された『大周録』を典拠とする跋文に注目した。そして、この跋文を『高王経』の末尾に附することを着想し、実際にそれをテキストに増補する作業は、『大周録』が成立した695年以後、そして『開元釈教目録』が成立して日本にもたらされた735年以前、という期間においてのみ、行われ得ることを指摘した。それと共に、この期間中に『高王経』を含む仏教典籍を日本に請来することができた人物として、718年に帰朝を果たした入唐僧道慈の存在がクローズアップされてくることになったのである。これら二点の、いわば状況証拠によって、1064年に頼宴が宇

治院で書写した金剛寺本『高王経』の底本となったテキストは以前から日本に流布していた奈良写経の系統に属するものであり、更にその奈良写経本『高王経』の源流は道慈が日本にもたらした長安写経あるいはこれを書写したテキストである、と筆者は推測したのである。

最後に、上述したような状況証拠に基づいて推測するだけにとどまらず、金剛寺本『高王経』の経典本文そのものの内容と形態にも注目した。その結果、それらは、北朝から唐代初期までに成立した『高王経』の古本の形態とも違えば、P.3920Gが代表するような、近本が形成される直前の形態とも異なることが判明したため、金剛寺本『高王経』は、同経の形態が古本のそれから唐末五代頃に形成される近本の原形へと発展していく過渡期に形成されたテキストの内容と形態を示すものである、と位置づけたのである。これまでは、『高王経』テキストの増補過程の全体像、特に古本から近本との間にある過渡期の存在が知られてこなかったために、『高王経』のテキストは古本の形態から近本の形態へと飛躍的に発展した、と漠然と考えられてきた。筆者もまた、敦煌写本のS.6268と日本古写経本である金剛寺本の存在を知るまでは、『高王経』の古本の形態と近本の形態の原形とを繋ぐ発展途上段階が存在し、この段階で同経の形態のみならず、その基本的な性格までもが大きく変化していたことに気づかなかつたのである。

『高王経』テキストの発展途上段階は、武周時代から始まり、中唐期を経て、十世紀頃まで続くが、筆者は、更にテキストの変遷の様相とその内容に基づいて、この発展途上段階を更に三つの段階に分け、それぞれの段階において生み出されたテキストの形態を、前期増広本、中期増広本、そして後期増広本の三種に分類することを提案するものである。そして、これらの前・中・後の三つの期間中に成立したと考えられる五種のテキストの形態と内容に検討を加えた結果、特にその中期増広本に属する二種のテキストの増補のあり方とその内容からは、二つの、それぞれ全く方向を異にする傾向が看取されたのである。その一つは、S.6268が示しているような、経典本文の内容における増補の傾向であり、もう一つは金剛寺本に見えるような、経典本文の内容の増補・改訂のみならず、同経の全体的な構成を調整する傾向である。両者のうち、S.6268には『高王経』が民間において展開していく過程で生じた傾向と特徴が現れているが、金剛寺本には同経を入蔵典籍とするために規範化しようとする傾向が現れている。そして、後者に顕著な全体的構成の調整は『大周録』が成立した七世紀末頃、すなわち民間で流布していた『高王経』が入蔵経典としての地位を確立していく時期に行われたもの、と推測するのである。また、この同経の規範化、すなわち中国で撰述された同経の姿を入蔵するに相応しいものにする作業を実行するに際して採用された「真経」モデルが『般若心経』であったことは明かである。金剛寺本の底本となったであろうテキストの由来を考え併せれば、金剛寺本『高王経』の形態と内容は、七世紀末から八世紀初頃までの、極めて短い期間に入蔵経典の地位にあった同経の姿を反映するもの、と推定されるのである。

上述した、二つの増補あるいは調整の結果が、いずれも後世における『高王経』テキストの

形成に対して決定的な影響を及ぼしていることは、発展途上段階の最終局面において成立した後期増広本である P.3920G の姿によって裏付けられる。P.3920G の主体となる部分の形態は、中期増広本の一つである金剛寺本『高王経』をベースとし、そこにもう一つの中期増広本である S.6268 の増補内容を加えることで、形成されている。新たに序文が加えられた、宋代以後の近本の形態と較べると、経典の内容に限って言えば、P.3920G は近本の形態の原形とも呼べる姿をすでに具えている。つまり、『高王経』の近本の原形は、武周時代以来、それぞれに異なる空間で伝承されまた流布されてきた『高王経』テキスト、すなわち入蔵典籍としてのテキストと民間で流布していたテキストが、唐末五代において合流したことによって形成されたものである。

金剛寺本と S.6268 の発見には極めて重要な意義がある。なぜなら、両者の姿を検討し、照らし合わせることによって、『高王経』が、武周・中唐時代から十世紀頃にかけて、中央と民間のそれぞれにおいて伝承されていく過程で、意図と動機そして著眼点が異なる二つの増補傾向が発生していたことを教えてくれるからである。事実、『高王経』は、北朝の東魏時代に「高王」と冠称されて以来、民間における信仰と社会の上層レベルにおける受容という、二つの場のそれぞれにおいて変貌を遂げていき、ついには、それら二つの場があたかも接点を結んだかのようにして近本の原形が形成されるのと同時に、同経の変遷過程は終息の時を迎えているのである。

〔付記〕本稿は、科学研究費基盤研究（A）〔課題番号（20H00008）〕の分担研究の助成による成果である。本稿の執筆のために、金剛寺・国際仏教学大学院大学日本古写経研究所御当局には格別のご高配を頂いた。なお、本稿は、二〇一八年一月三十一日の立正大学法華経文化研究所における研究例会発表の後半部分を基に加筆したものである。席上、手島一真先生をはじめ、参会の皆様にも多くをお教え頂いた。ここに明記して、原本所蔵者および関係各位に謝意を申しあげる。

注

- (1) 牧田諦亮『中国仏教における疑経研究序説—敦煌出土疑経類をめぐって』、『東方学報』（京都）第35号、1964年、383～384頁。
- (2) 桐谷征一〔1990〕「偽経高王経のテキストと信仰」（『法華文化研究』第16号、1990年、1～67頁）は、敦煌写本 P.3920号本の図版と共に、その翻刻文を大正蔵本と対照する形で公開している。
- (3) 『大正蔵』第85巻、1426頁中段～下段。
- (4) 藤枝晃『高昌残影：出口常順蔵トルファン出土仏典断片図録』、京都：法蔵館、1978年。
- (5) 藤枝晃『高昌残影積録：トルファン出土仏典の研究』の「宝車菩薩経、観世音折刀除罪経合巻」条、京都：法蔵館、2005年、131～133頁。
- (6) 詳細は、拙論〔2018〕「《高王観世音経》的源流と傳承」（中国語、『隋唐宋辽金元史論叢』第8輯、59～96頁）、並びに拙論〔2018〕「《高王経》的起源——從“佛説観世音経”到“佛説高王経”」（中国語、『佛學研究』2018年第1期、161-180頁）を参照されたい。

- (7) 『大正蔵』第55巻、416頁、上段第1～7行。
- (8) 『大正蔵』第55巻、468頁、上段第7行。
- (9) 『開元釈教録』巻二十には、「浄度三昧経三巻、法社経二巻、毘羅三昧経二巻、決定罪福経一卷、益意経二巻、救護身命濟人病苦厄経一卷、最妙勝定経一卷、観世音三昧経一卷、清浄法行経一卷、高王観世音経一卷（或云、折刀経）。浄度経下部一十五巻、並是古旧録中偽疑之経。周録雖編入正文、理並涉人謀、故此録中除之不載。」（『大正蔵』第55巻、699頁、中段第27行～下段第10行）。
- (10) 『大正蔵』第55巻、674頁下段第30行～675頁上段第14行。
- (11) 注（8）の下線部分を参照。
- (12) 『日本書紀』「白雉二年十二月晦条」。
- (13) 『続日本紀』「文武天皇四年三月己未条」。
- (14) 『続日本紀』「天平十六年十月辛卯条」。
- (15) 『続日本紀』「天平十八年六月己亥条」。
- (16) 『続日本紀』「天平宝字七年五月戊申条」。
- (17) 『日本書紀』「天武天皇二年三月是月条」。
- (18) 聖武天皇御願一切経については、栄原永遠男「第一章 天平六年の聖武天皇発願一切経一写経司と写一切経司一」（『奈良時代の写経と内裏』、塙書房、2000年、37～54頁）に詳しい。なお同論文の初出は、続日本紀研究会編『続日本紀の時代』（塙書房、1994年）においてである。
- (19) この段落と次の段落は、主として宮崎健司「序 日本古代の写経一奈良時代を中心として一」（『日本古代の写経と社会』、塙書房、2006年、3～5頁）に基づいてまとめたものである。
- (20) 藺田香融「南都仏教における救済の倫理（序説）一写経の研究一」、『日本宗教史研究』四、京都：法蔵館、1974年。
- (21) 山下有美「五月一日経『創出』の史的意義」、『正倉院文書研究』7、1999年、47頁。
- (22) 山下有美「日本古代国家における一切経と対外意識」、『歴史評論』586、1999年、32頁。
- (23) 山下有美「日本古代国家における一切経と対外意識」、32～33頁。
- (24) 宮崎健司「序 日本古代の写経一奈良時代を中心として一」、10頁。
- (25) 山下有美「日本古代国家における一切経と対外意識」、35～36頁。
- (26) 『大日本古文書』第7巻、192～194頁。
- (27) 山下有美「五月一日経『創出』の史的意義」68頁の注（103）に、「天平十九年の大安寺伽藍縁起并流記資財帳によれば、同寺には、元正天皇が養老七年三月二十九日に請け坐した一切経一五七九巻（部帙巻数如別録二巻）があり（二ノ六二九）、一切経の規模としては大きくないが、写経所が借りたのはこの一切経の一部と思われる。時期は下るが、大安寺本は、天平勝宝二年十一月二十八日にも一二部三三巻が東大寺写経所に貸し出されている（尽界二十一裏、十一ノ二五八）」という。
- (28) 山下有美「五月一日経『創出』の史的意義」、58頁。
- (29) 『大日本古文書』第7巻、486～491頁。
- (30) 参照：栄原永遠男 [2000]「第九章 北大家写経所と藤原北夫人発願一切経」、『奈良時代の写経と内裏』、281～320頁。なお、同論文の初出は、虎尾俊哉編『律令国家の政務と儀礼』（吉川弘文館、1995年）においてである。
- (31) この段落は、栄原永遠男 [2000]「第九章 北大家写経所と藤原北夫人発願一切経」（『奈良時代の写経と内裏』、281～320頁）に基づいてまとめた。
- (32) 『大日本古文書』第7巻、197～221頁。
- (33) 『大日本古文書』第23巻、125～128頁。

- (34) 宮崎健司「天平勝宝七歳における『大宝積経』の勘経」、『日本古代の写経と社会』、326頁、注(21)。
- (35) 『金剛寺一切経の総合的研究と金剛寺聖教の基礎的研究』(平成16~18年度科学研究費補助金基盤研究(A)報告書:課題番号15202002、研究代表者・落合俊典)第1分冊、2007年、468~489頁。
- (36) 参照:三宅徹誠[2007]「金剛寺蔵『無量寿経論註』卷下」、『金剛寺一切経の総合的研究と金剛寺聖教の基礎的研究』第1分冊、490~493頁;三宅徹誠[2008]「金剛寺蔵保延四年写『無量寿経優婆提舍願生偈註』卷下」(影印・翻刻・訓読・解題)、「金剛寺蔵保延四年写本より見た日本における『無量寿経優婆提舍願生偈註』の伝承」、『日本古写経善本叢刊第三輯:観無量寿経 無量寿経優婆提舍願生偈註卷下』、国際仏教学大学院大学 学術フロンティア実行委員会、2008年、353~493頁。
- (37) 南宏信・長谷川浩亨[2007]『金剛寺蔵『般舟讚』(断簡)』、『金剛寺一切経の総合的研究と金剛寺聖教の基礎的研究』第1分冊、494~499頁。
- (38) 東野治之編『金剛寺本遊仙窟』、塙書房、2000年。
- (39) 後藤昭雄編『金剛寺蔵注好撰』(和泉書院影印叢書12)、大阪:和泉書院、1988年。
- (40) 後藤昭雄監修・大阪大学三宝感応要略録研究会編『金剛寺本『三宝感応要略録』の研究』、勉誠出版、2007年。
- (41) 箕浦尚美[2017]「菩薩の靈驗譚と要文の集成—金剛寺蔵〈佚名諸菩薩感応抄〉の方法—」、同朋大学人文学会『同朋文化』第12号、93~111頁。
- (42) 箕浦尚美[2007]『金剛寺蔵『佚名孝養説話集抄』』、『金剛寺一切経の総合的研究と金剛寺聖教の基礎的研究』第1分冊、500~506頁。同氏[2009]「金剛寺蔵〈佚名孝養説話集〉翻刻」、伝承文学研究会『伝承文学研究』第58号、48~54頁。同氏[2009]「偽経と説話—金剛寺蔵佚名孝養説話集をめぐる—」、説話文学会『説話文学研究』第44号、82~92頁。同氏[2017]『佚名孝養説話集』の翻刻(409~422頁)・解題(524~530頁)、『天野山金剛寺善本叢刊』第一期第二巻「因縁・教化」(勉誠出版、2017年)所収。
- (43) 『花鳥余情』第二十五。
- (44) 『花鳥余情』第二十五。
- (45) 『小右記』
- (46) 平等院の創建から延久元年の平等院一切経会修行までの概略は、主として福山敏男「平等院の歴史」(『平等院大観』第一巻「建築」、岩波書店、1988年、7~14頁)に基づいてまとめた。
- (47) 『扶桑略記』に、「永承七年三月二十八日癸酉。左大臣捨宇治別業為寺。安置仏像。初修法華三昧。号平等院。」とある。また、『帝王編年記』には、「永承七年壬辰。始入末法。(中略)三月二十八日。関白左大臣以宇治別業為仏寺。平等院供養。便置六口僧被修法華三昧。」とある。『伊呂波字類抄』には、「平等院。永承七年三月二十八日(癸酉)。関白左大臣頼通。(御年六十一)改宇治別業為寺(五間四面)。中尊大日(東向)。」とある。
- (48) 『平等院執印次第』(『法中補任』所収)に、「(寺門満大僧正)明尊(永承七年三月二十八日任。宇治殿御代。)」とある。
- (49) 『定家朝大臣記』「天喜元年条」に、「(二月)十九日、参宇治殿、申刻帰洛、御仏奉渡(丈六阿弥陀仏一体)。丑刻出京、午刻奉座仏壇。(中略)三月四日甲辰、有平等院□□堂供養事(記在別)」とある。『扶桑略記』には、「天喜元年三月四日甲辰、関白左大臣、平等院内建立大堂、安置丈六弥陀仏像、咄百口高僧、設其供養、准御齋会。仏像莊嚴古今無双。」とある。
- (50) 藤原明衡「宇治宝蔵袈裟記」(康平六年十月記)、『本朝統文粹』卷十一所収。
- (51) 『平等院執印次第』(『法中補任』所収)に、「(寺門僧正)覚円(康平七年十月九日任。後二条殿御代。)」とある。
- (52) 『永承三年高野御参詣記』の裏文書、『治暦二年八月十三日御祈願所年中相折帳』、『平安遺文』三ノ一〇一

○。

- (53) 『扶桑略記』に、「治暦三年十月五日庚戌、天皇車駕幸臨宇治平等院。」とある。
- (54) 『扶桑略記』に、「延久元年五月二十八日甲子、前太政大臣於平等院始行一切経会。」とある。『百鍊抄』には、「延久元年五月二十九日、始行平等院一切経会。」とある。『勘仲記』（弘安五年三月二日条）には、「当会延久元年五月二十九日被始行。御願文云、限未来際無改替之趣也。自次年被用三月三日。御願之趣有子細歟。仰云、式日有限、大会尤雖可被行。」とある。
- (55) 『高王経』には多種多様なテキストが現存しており、先学は経文の内容とその増補の状態に基づいて、それらのテキストの成立時期を三つに分けている。例えば、張総2016は『高王経』のテキストを「古本」・「近本」・「今本」という三つに分類する。この「古本」とは、北朝から隋唐時代までに現れ、種々の仏名によって構成されるテキストを指す。「近本」とは、宋・遼・金代や西夏に伝わり、古本に、序文、四種の明観音句、そして呪文が増補されたテキストを指す。「今本」とは、明・清・民国時代から現代にまで伝わり、近本に、読経の功德と八大菩薩の名号などが増補されたテキストを指す。

この分期法に含まれる最大の問題は、フランス国立図書館所蔵の敦煌写本である P.3920G の位置づけが曖昧になっていることである。張総2016の分期法に基づくならば、おそらく、同本は近本に分類されることになると思われる。しかし、P.3920G を、近本に属するロシア所蔵の黒水城出土西夏漢文テキストである TK117、TK118などと比べると、特に TK118と経文の内容において見事な一致を見せてはいるものの、両者の間には明確な相違が存在するのである。それは黒水城出土のテキストにはいずれも序文が附されているのに対して、P.3920G には見当たらないことである。従って、P.3920G は北朝時代や唐代初期のテキストよりもかなり増補された形態を示しているが、やはり古本段階の最終期に属するテキストと看做すべきと考える。

筆者は、P.3920G を含む一群のテキストはいずれも古本に属するものと考えているが、ただし、この古本は更に三つの段階に細く分けることを提案したいのである。その一つは、北朝時代から唐代初期にかけて成立したテキストの段階、二つ目は、唐代初期から現れたテキストの段階、三つ目は、武周時代から十世紀まで現れたテキストの段階である。更には、武周時代から十世紀まで現れたテキストは、次の近本の原形へと発展していく過渡期の特徴を示しているため、この段階を「発展途上段階」と名づけたのである。

- (56) 中国の甘肅省博物館には、15葉からなる折本装幀の写本（甘博016G）が収蔵されており、その中には、『勸善経』、『仏説地藏菩薩経』、『仏説摩利支天経』、『仏説如来成道経』、『仏説延寿命経』、『仏説続命経』、『仏説観世音経』、『仏説熾盛光大威徳消災吉祥陀羅尼経』という八部の經典が続けて書写されている。その七番目に現れる『仏説観世音経』がすなわち『高王経』であり、その図版は『甘肅蔵敦煌文献編委会段文傑（主編）、蘭州：甘肅人民出版社、1999年』の第4巻、141頁に収録されており、解題は373頁に見える。山崎2014、54頁は、甘博016G の一番目に書写された『勸善経』の末尾にある「貞元拾玖年廿三日下」という書写題記に基づいて、その後に見えてくる『仏説観世音経』（『高王経』）も貞元十九年（803）以降に書写されたもの、と推定している。
- (57) 『俄蔵敦煌文献』第6冊（J X 00001～J X 00600）、上海古籍出版社、俄羅斯科学出版社東方文学部、1996年、346頁。
- (58) 黄永武編『敦煌宝蔵』、第45冊、188頁。
- (59) 上海古籍出版社・フランス国立図書館（編）『法国国家図書館蔵敦煌西域文献』第30冊（Fonds Pelliot Chinois 3917～4020）、上海古籍出版社、2003年、160～161頁。この他、<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/btv1b8300237j.r=Pelliot%20chinois%203920?rk=21459;2>にも同本のカラー写真が掲載され、詳細な解題が附されている。それによれば、同写本の書写年代は「901～1000年」、すなわち十世紀と推定されている。本論文では、この中の P.3920号本に書写されている『高王経』を「P.3920G」と略称する。